

幼保連携型認定こども園  
上滝こども園のしおり  
(重要事項説明書)

はじめに

上滝こども園では子どもの健やかな成長を目標として事業を行っております。事業継続を行うに当たり、子どもの成長を支えるプロとして、行事や保育を始めとした計画を行うほか、その時々に合わせて園外保育や子どもの興味関心に沿う教育保育を展開していきたいと考えております。

日々の生活の中で、可能な限り挑戦をさせてあげたいと考えております。その中で、必ず軽微な怪我や事故（＝リスク）が発生しうると考えております（例：転んだ、擦りむいた、等）。これらは発達の中では必要なものと考えており、何かをしようとしたという子どものやる気からくるものと考えております。しかし、重大事故、死亡事故（＝ハザード）は避けなければならないと考えています。そのための研修、保育、環境の見直しを日々行っていく次第です。

上滝こども園は職員にとっても働きやすい園にしたいと考えております。上滝こども園は7時30分から19時30分までの12時間開所をしております。その中で、担任が全てを見ることは法的に不可能です。そのため、ご連絡も一時的に担任以外から行い、後日、担任から、という場合も考えられます。職員の気持ちの充実が、子どもにとっても良いものになると考えております。

私たちは地域のこども園として地域に協力していきたいと考えます。上滝町周辺の地域に住む子ども達が、地域の行事に参加する意義があると思います。地域行事も含めながら、日々の保育を計画していきたいと思えます。

最後に、私たちは「子どもの最善の利益を優先する認定こども園」であり、「頑固親父のこだわりの認定こども園」だとお考えください。融通が利かない部分も過分にあると思えます。いきなり前年と違うことをやるかもしれません。その年度ごとに子どもの興味関心は違うと考えます。子どもの個性や興味関心を元に、「その子自身の最善の利益を目指す組織」でありたいと考えます。私たちの仕事は、子ども達が卒園してから10年、20年、それ以降の社会が結果だと考えます。

## 1 上滝こども園の概要

名称	幼保連携型認定こども園 上滝こども園
所在地	高崎市上滝町619-2（仮）
電話番号	027-388-8527（仮）
施設長氏名	國峯 義仁
開設年月日	令和3年4月
利用定員	1号認定子ども（教育標準時間認定） 15人 2号認定子ども（保育認定） 45人 3号認定子ども（保育認定） 0歳：15人 1・2歳：30人
本園の教育保育目標	「明るく正しくすこやかに心身ともにたくましく遊べる子ども」 乳幼児の保育は、豊かな調和のとれた情緒を培い、その安定を図ることにあると思います。知識と情緒のバランスがとれ、自分の知的能力を正しく発揮できる人間に育ってくれることを願って、日常の保育に力を注ぎます。
本園の教育保育理念	「気づき 考え 作る」 疑問に思ったとき、困難に遭遇したとき、友だち同士の関係性、気づきのチャンスは様々です。どうしたらいいかの解決策を考えて、仕組みやルールを作ってみる。そのチャレンジが重要です。子どもは遊びを通じて、試行錯誤をして学び発達します。その手助けを行えるように時には見守り、時にはちょっとしたアドバイスをしながら援助を行います。 上滝こども園では、子ども達が自ら考える力を身につけ、解決できることがこれからの社会を生き抜くために必要な力だと考えます。ご家庭と協力しながら、より良い環境で教育保育が出来るように考えます。大人は教える立場ではなく、子どもの主体性を高めるパートナーを目指します。
本園の教育保育方針	「つなぐ つながる」 1. 未来へ つなぐ 子ども達が未来を生き抜くために、一人一人の個性を大切に、自己解決能力や非認知能力を伸ばします。 2. 地域へ つなぐ 高崎市や上滝町にある地域の資産へつなぐとともに、支援センター等にもつなぐ援助をいたします。 3. 人と つながる 子ども達が仲間と協力する素晴らしさやコミュニケーションの楽しさを知り、社会への第一歩をサポートします。 4. 家庭と つながる 子ども達が上滝こども園を第二の家と感じられるよう、家庭とつながり、安心安全を提供します。 5. 高みに つながる 上滝こども園が子どもの最善の利益を提供する場になれるように、日々勉強し、挑戦や革新を続けます。

## 2 運営主体

運営者の名称	社会福祉法人 愛善会
代表者氏名	理事長 國峯善次郎
所在地	群馬県高崎市鼻高町48-5
電話番号	027-322-5252

## 3 施設の概要

敷地 面積	3,838.67㎡
建物	・鉄骨木造建築 1197.98㎡
主に使用する施設の内容	・乳児室・ほふく室 2室 面積131.62㎡ ・保育室 4室 面積246.00㎡ ・遊戯室 1室 面積1206.3㎡ + 多目的保育室 1室 面積76.12㎡ ・園庭 面積1,440.39㎡
設備の種類	全室冷暖房 空気清浄機 LED照明、電気錠、見守りカメラ その他 有り

#### 4 利用定員ごとの教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

##### 【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
教育時間	午前8時30分～午後12時30分
早朝延長保育 預かり保育 (一時預かり)	<b>【月曜日～金曜日】</b> 午前7時30分～教育時間開始前 (50円/30分) 教育時間終了後～午後4時30分 (5000円(月額)) 午後4時30分～午後7時30分 (50円/30分) <b>【土曜日】</b> 午前7時30分～教育時間開始前 (50円/30分) 教育時間終了後～午後4時30分 (5000円(月額))
休園日	日曜・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日) <職員研修日> 年に数回土曜日を予定

※1号認定で新2号(就労等)の申請をした場合は、預かりや早朝料金が減額されます。

※1号認定のお子さんでも、クラスでの保育時間(午後の一時預かりの時間)までは利用していただきます。使った部屋や施設と一緒に掃除をすることも教育保育だと考えます。

##### 【2号認定子ども・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
開所時間	<b>【月曜日～金曜日】</b> 午前7時30分～午後7時30分 <b>【土曜日】</b> 午前7時30分～午後4時30分
保育時間	<b>【保育標準時間認定を受けた方】</b> 午前7時30分～午後6時30分(11時間) <b>【保育短時間認定を受けた方】</b> 午前8時30分～午後4時30分(8時間)
早朝延長保育	午前7時30分～保育時間開始前(50円/30分) 保育時間終了後～午後7時30分まで(50円/30分)
休園日	日曜・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日) <職員研修日> 年に数回土曜日を予定

※クラスでの保育時間以外を定期的にご利用の方は、職場に書類を書いていただいて提出をしていただきます。

※保育標準時間認定子どもの送迎時間について、クラスでの保育時間以外では、勤務開始または終了時間+通勤時間で送迎を行ってください。仕事がお休みの場合はクラスでの保育時間内でのご利用をお願いします。

※土曜日は、お仕事や介護で、ご自宅で保育できない方のみのお預かりをいたします。学校行事等ではお預かりいたしませんのでご協力お願いいたします。また、土曜保育は1週間ごとの申し込みとなります。利用する週の水曜日の昼12時までに事務室までお申し込みいただき、所定の手続きを済ませてください。

## 5 職員体制（令和3年4月1日予定）

職名	人数
園長	1人
副園長	1人
主幹保育教諭	2人
保育教諭（主幹・園長含む）	15人
看護師	2人
管理栄養士	1人
栄養士	2人
調理員	1人
事務員	1人
学校医（小泉小児科）	1人
学校歯科医（田中歯科）	1人
学校薬剤師（沙羅薬局）	1人

## 6 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園進級式・健康診断
5月	遠足・歯科検診
6月	保育参観・プール開き・
7月	七夕かざり・七夕流し・納涼盆踊り大会・プラネタリウム（年長組）・お泊り保育（年長組）
8月	プール記録会・プール閉い
9月	運動会
10月	いもほり・焼きいも大会・保育参観・健康診断・りんごがり（年長組）
11月	幼年消防クラブ・七五三宮参り・歯科保健指導
12月	もちつき大会・クリスマス会
1月	お正月イベント・防火映画会・プラネタリウム（年長組）
2月	豆まき・修了記念写真撮影・発表会
3月	保育父親参観・一日入園・お別れイベント・卒園式・修了式

※誕生会及び、身体測定、避難訓練、交通安全指導を毎月実施しています。

※その他、外部団体に関連する行事については別途行う場合があります。

## 7 給食について

給食の方針	全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしく楽しい給食を目指しております。季節を感じられる旬の食材を献立に取り入れています。また、食育についての計画を策定し、食を通じた「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理し、食事を整えてくれた人への感謝の気持ち、命を大切にすることなどを育みます。
昼食・おやつ	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をコドモンで配信します。離乳食やアレルギーの対応も行っております。
アレルギー等への対応	食物アレルギーについては、医師から原因物質の除去が必要と診断された場合、別途「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を医師に記入していただき、用紙を園に提出してください。個別にご相談の上、指導表に基づき本園で除去可能な物は除去食・代替食で対応致します。除去物質の摂取が可能になりましたら、必ず、別途「除去解除申請書」を提出してください。代替食は誤食防止のため、違う色のお皿等で提供いたします。
衛生管理	・国の大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って衛生管理を行います。 ・調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。

## 8 保護者と上滝こども園の連絡について

- (1) 本園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。本園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、「コドモン」の連絡欄を活用します。また、送迎時のコミュニケーションを大切にいたします。
- (2) 体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様のご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。
- (3) 毎月1回月末にクラスだよりと献立表をコドモンにて配信します。行事や連絡事項、注意事項などをお知らせします。

## 9 駐車場について

上滝こども園北側の駐車場をご利用ください。また、駐車場には東側道路から進入し、左折で入ってください。駐車場から出る時も、左折で出て西側道路に向かってください。送迎時には他の車両や園児に十分注意し、事故のないようお願いいたします。また、他の保護者様のご迷惑になりますので速やかにご利用ください。門の開閉については保護者が必ず行い、施錠をしてください。駐車場については資料3をご覧ください。

## 10 健康診断について

- (1) 嘱託内科医が入園時及び年2回、健康診断を行っており、また、嘱託歯科医が年1回、歯科健診を実施します。結果について、連絡帳に記載しご家庭にお知らせします。
- (2) 毎月、身長・体重を測定し、連絡帳やコドモンに記載しご家庭にお知らせします。

## 1 1 利用していただく上で留意していただくこと

(1) 登園は午前9時までをお願いします。降園は原則として午後4時30分までのお迎えをお願いします。登降園の際は必ず登降園システムで記録をしてください。登降園システムは一回目で登園の記録、二回目で降園の記録になります。連続で打刻しない様にご注意ください。記録がない場合や同時刻に打刻があった場合、記録されなかった部分の最長時間で計算を行います。標準時間認定の方も記録なし1回につき200円の事務手数料をいただきます。連続で打刻をした場合、お帰りの時に再び打刻をして、【時刻を更新しますか】のダイアログに「はい」を選んで降園時刻を更新してください。

※登降園の記録をした、しないという責任の所在が不明なることを防ぐため、必ず保護者の責任のもとカードタッチをしてください。施設側は、公的に案内した場合若しくは保育料計算以外でカードのタッチを代行することは有りません。

(2) 当日に欠席の連絡、又は登園が遅れることを連絡する場合、午前9時までにはコドモンでご連絡ください。それ以降の連絡は、電話で行ってください。

(3) 緊急の場合で、お迎えが遅れる時には、必ず午後4時までには連絡をお願いします。また、お迎えする人がいつもと違う場合も事前にお知らせください。午後4時以降の連絡は、電話にてお願いします。

(4) お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温を致します。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。

(5) 麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザ等の学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に登園許可証を記入してもらい登園してください。登園許可証は担任経由、または上滝こども園のWEBページからダウンロードできます。また、園児の兄弟や保護者が罹患している場合は、該当者の園内への立ち入りをお断りします。

(6) 新型コロナウイルスについて、お子様本人、または家族に濃厚接触者がいる場合は登園をお控えください。また、関係省庁より新型コロナウイルスによる通知があった場合は、お知らせし、そちらの内容が優先されます。

(7) 体温が平熱より1℃以上高い場合、若しくは37.5℃以上の場合は登園を控えてください。また、登園後、37.5℃を超えた場合、もしくは平熱より1℃を超えた場合、お迎えの連絡をさせていただきます。なお、体温が規定値以下でも、体調によっては連絡をさせていただきます。

(8) 排便の状態がブリストルスケール（※資料1）の『6（泥状便）』の場合、ご家庭で様子を見てください。登園後、泥状便が複数回見られた場合も連絡をさせていただきます。

(9) 医療行為に該当するため、与薬は行っておりません。

(10) 集団生活を行う上で、入園時または入園後も、予防接種法に基づき必要最低限の予防接種を必ず受けてください。

(11) 家庭の状況が変わったときは速やかにお知らせください。市外転居等をお考えの場合は転居前にご相談ください。

## 1 2 写真の利用について

上滝こども園の管理下及び委託先で撮影した写真は広報媒体に掲載される場合があります。なお、掲載についての同意書を頂いた方のみとなります。

### 1.3 賠償責任保険の加入

- ・高崎市保育協議会園児傷害賠償責任 加入済み
- ・全国私立保育園連盟「ほいくのほけん」 加入済み

### 1.4 緊急時の対応について

保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医、近隣の医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

### 1.5 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画	令和3年4月策定予定
防火管理者	國峯 義仁（資格：甲種防火管理者）
避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 消防署立会の総合訓練を年1回実施します。
防災設備	緊急地震速報、自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。
防犯設備	自動通報装置を備えています。
避難場所	上滝こども園園庭 及び 屋上、または高南中学校

#### <気象警報発令時の対応について>

気象警報が発令された場合でも、こども園は開園していますが、警戒レベル3相当で早期のお迎え、または自宅保育が可能な場合はお願いをいたします。警戒レベル4相当以上で閉園する場合があります。

行事の際の天候不順や職員が出勤不可能な場合に関しては「コドモン」にて、行事の開催状況もしくはこども園の休園状況等の連絡を致します。また、このシステムは年度途中で変更になる場合があります。変更した場合には掲示等でお知らせ致します。

### 1.6 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

保育内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、下記の窓口まで、面接、文書・電話などの方法で相談・苦情を受付します。

- ・相談・苦情受付担当者 各クラス担任 及び 主幹保育教諭
- ・相談・苦情解決責任者 園長 國峯義仁

※下記の者に直接相談することもできます。

- ・鼻高こども園 園長 國峯賢一

受け付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。

受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き掲示等で公表する場合があります。

## 1 7 個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- (2) 小学校への円滑な接続に資するため、就学児童の育ちを支えるものとして、保育の提供に当たり知り得た児童の情報を、小学校あるいはその他の特定教育・保育施設等へ提供することがあります。
- (3) 転園する場合に際し、保育の提供に当たり知り得た園児の情報を転園先へ提供することがあります。

## 1 8 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 前項第2号における虐待等の行為とは、市運営基準条例第25条に規定する行為をいいます。

3 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に従い、高崎市、児童相談所等適切な機関に通告します。

## 1 9 保護者負担について

### (1) 入園後の費用負担

保護者の方は、入園後、以下の費用について負担をお願いします。

- ①毎月の保育料：認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額（3号認定）
  - ②一時預かり保育料（1号認定 12：30～16：30） 月額5,000円 ※利用者のみ
  - ③早朝保育料（1号及び短時間認定 7：30～8：30） 30分50円 ※利用者のみ
  - ④延長保育料（1号及び短時間認定 16：30～19：30） 30分50円 ※利用者のみ
  - ⑤延長保育料（標準時間認定 18：30～19：30） 30分50円 ※利用者のみ
- ※③、④または⑤は合計した金額の月額上限として3,000円を上限とします。
- ⑥実費負担額

保育の便宜のため、次の費用について実費を負担いただきます。これらの費用は、その都度書面でお知らせします。

- ・ 1号及び2号認定昼食代 月額5,500円（副食代4,500円＋主食代1,000円）
- ・ 英語教室テキスト代金
- ・ 園児服、園帽子、体操着
- ・ 個人で消耗する保育用品
- ・ クラスで使用する絵本代
- ・ 卒園アルバム写真代 : 実費相当額（卒園児のみ）

\* その他、お子さんの所有又は専用する物品等で、別途書面によりお知らせする費用の実費

- (2) 上記①の保育料は、4月分から口座からの引き落としとします。利用月の翌月に引き落としになります。③④⑤及び⑥の昼食代等に関しても、口座引き落としをさせていただきます。
- (3) その他の負担額は、口座からの引き落とし、または雑費袋等で集金します。
- (4) 負担金を領収した場合は、口座引落しの場合を除いて、領収書を発行します。
- (5) 休園や途中退園の場合、すでにお支払いいただいた費用について、返金はしないものとします。
- (6) 上記のほか、別紙の物品については、ご家庭で用意・持参いただきます。
- (7) こども園に以下の物品をご寄付いただきます。  
タオル、ぞうきん、ハンドソープ、ビニール袋、ティッシュボックス

## 20 利用の開始及び終了に関する事項

### (1) 利用者の内定

- ① 1号認定子ども：本園が定めた選考方法によります。
- ② 2号・3号認定子ども：市町村が行う利用調整によります。

### (2) 退園について

以下に該当する場合は教育・保育の提供を終了します。

- (ア) 退園の申出が保護者からあったとき。
- (イ) 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）。
- (ウ) 利用継続が不可能であると市が認めたとき。
- (エ) その他、利用を継続するにあたって重大な支障又は困難が生じたとき。
- (オ) 申請事項に虚偽の記載や隠し事があったとき。
- (カ) 園の運営に著しい損害や、近隣住民への著しい迷惑行為をしたとき。
- (キ) 集団生活におけるマナーや園からのきまり、重要事項説明書の内容が著しく守れないとき。
- (ク) 利用料金の未納が2ヵ月以上続くとき。

タイプ	形状	
1		硬くてコロコロの糞糞状の(排便困難な)便
2		ソーセージ状であるが硬い便
3		表面にひび割れのあるソーセージ状の便
4		表面がなめらかで柔らかいソーセージ状、あるいは蛇のようなとぐろを巻く便
5		はっきりとしたしわのある柔らかい半分固形の(容易に排便できる)便
6		境界がほぐれて、ふにゃふにゃの不定形の小片便、泥状の便
7	全くの水状態	水様で、固形物を含まない液体状の便

図 2 便の種類 (ブリストル便形状スケール) (Longstreth GF, et al. : Gastroenterology 2006 : 130(5) : 1480-1491より引用)

参照

<http://continence.jp/%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%81%E3%83%8D%E3%83%B3%E3%82%B9%E8%B3%87%E6%96%99/%E3%83%96%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%AB%E3%82%B9%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%80%80%E3%81%9D%E3%81%AE%EF%BC%91/>



参照

<http://portalandalucia.com/bennpikisotisiki/brisutorusukeru/>

# 水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
<b>警戒レベル5</b>	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	<b>災害発生情報</b> <sup>※2</sup> ※2 災害が発生していることを 知らせる場合に、市町村が緊急 を要する情報 (市町村が発令)
<b>警戒レベル4</b>	速やかに避難先へ避難しましょう。 近隣の避難場所までの移動が危険と思わ れる場合は、近くの安全な場所や、自宅内の より安全な場所に避難しましょう。	<b>避難勧告</b> <sup>※3</sup> <b>避難指示(緊急)</b> ※3 避難の危険性が高まっている 場合に、避難の危険性を知らせる ために、市町村が発令
<b>警戒レベル3</b>	避難に時間を要する人(高齢の方、障害の ある方、乳幼児等)とその支援者は避難を しましょう。その他の人は、避難の準備を 整えましょう。	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b> (市町村が発令)
<b>警戒レベル2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの避難行動を確認しましょう。	<b>洪水注意報</b> <b>大雨注意報等</b> (気象庁が発令)
<b>警戒レベル1</b>	災害への心構えを高めましょう。	<b>早期注意情報</b> (気象庁が発令)

※1 各階の情報は、警戒レベル1～3の順で発表されることにより、必ずしも危険な状況を示すものではありません。

## Q&A

- 質問1) 防災気象情報は出てくけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？  
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレ  
ベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。  
自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。
- 質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置づけられたけど、考え方が変わったの？  
⇒避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必  
ず発令されるものではありません。避難勧告が発令され次第、避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難をし  
てください。
- 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ていていながら、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出ただけで洪水  
のレベルも4から3に下がったということがあるの？  
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではないです。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたので  
あり、その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。  
【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、  
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

詳しく知りたい方は  
内閣府 防災情報のページ  
内閣府 避難勧告  
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30\_hinankankoku\_guide/index.html



2次元用  
二次元コード

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

防災情報はいろいろあるけど  
いつ避難すればいいの？

# 警戒レベル4で全員避難!!

逃げ遅れゼロへ!

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、  
【警戒レベル】を用いた  
避難情報が発令されます。  
市町村から【警戒レベル3、4】が  
発令された地域にお住まいの方は、  
速やかに避難してください。

警戒レベル  
**4**

**全員避難!**

安全な場所へ  
避難  
(市町村が発令)

警戒レベル  
**3**

**高齢者等は  
避難!**

避難に時間を  
要する人は避難  
(市町村が発令)

警戒レベル  
**2**

避難行動の  
確認  
(気象庁が発令)

警戒レベル  
**1**

心構えを  
高める  
(気象庁が発令)

【警戒レベル6】(市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!

- 【例】
- 緊急放送、緊急放送、緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。  
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
  - こちらは、〇〇市です。
  - 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を  
発令しました。
  - 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
  - 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
  - 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所  
に避難するか、屋内の高いところに避難してください。
- 警戒レベルとるべき行動を順的に伝えます  
避難勧告の発令を伝えます  
災害が切迫していることを伝えます  
とるべき行動を伝えます

内閣府(防災担当)・消防庁

上滝こども園の送迎に関する車の流れについて（案）

